

海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）第5条の規定に基づき、海老名市教育委員会が行う海老名市指定重要文化財の指定並びに第7条の規定に基づき海老名市教育委員会が行う海老名市登録文化財の登録の基準として定めるものである。

(海老名市指定重要有形文化財の指定基準)

第2条 海老名市指定重要有形文化財の指定については、固体をもってその対象とし、年代的に希少を有し、又は地域的特色において顕著であり、それぞれ次の基準によるものとする。

(1) 建造物

建築物（社寺、住宅、公共施設等）及びその付属的施設（門、蔵、納屋等）、土木構造物、その他の工作物（石塔、鳥居等）、又は厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次のいずれかに該当するもの

- ア 意匠的に優秀なもの
- イ 技術的に優秀なもの
- ウ 歴史的又は学術的価値の高いもの
- エ 地域の歴史又は地域的特色において重要なもの

(2) 絵画、彫刻、工芸品

絵画、彫刻、工芸品のうち次のいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの
- ウ 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義深いものの
- エ 地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

(3) 書跡、典籍

書跡、典籍のうち次のいずれかに該当するもの

- ア 書跡類のうち、書道史上又は地域の文化史上重要と認められるもの
- イ 典籍類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で、地域の文化史上重要と認められるもの
- ウ 典籍類のうち版本類（版本を含む。）は地域の文化史上重要と認められるもの
- エ 歴史的又は学術的価値の高いもの

(4) 古文書

古文書類のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 古文書類のうち、歴史上重要と認められ、学術的価値の高いもの
- イ 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で、歴史上重要と認められるもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

(5) 考古資料

考古資料のうち次のいずれかに該当するもの

- ア 各時代の出土遺物で、学術上又は芸術的価値の高いもの
- イ 出土遺物で、地域の歴史上重要と認められるもの

(6) 歴史資料

歴史資料のうち次のいずれかに該当するもの

- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの
- イ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの

(海老名市指定重要無形文化財の指定基準)

第3条 海老名市指定重要無形文化財の指定については、それぞれ次の基準によるものとする。

(1) 演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産

市内に伝承されている演劇、音楽、舞踊その他芸能に係る文化的所産のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 芸能史上貴重なもので、芸術的価値の高いもの
- イ 芸術史上重要な地位を占めるもの
- ウ 芸能の成立、構成上重要な要素となる技法で、優秀なもの
- エ 地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

(2) 工芸技術

市内に伝承されている陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 芸術上価値の高いもの
- イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
- ウ 地域の歴史や文化に関係が深く、重要なもの

(海老名市指定重要無形民俗文化財の指定基準)

第4条 海老名市指定重要無形民俗文化財の指定については、それぞれ次の基準によるものとする。

(1) 風俗慣習

風俗慣習のうち、次のいずれかに該当し、貴重なもの

- ア 由来・内容等において地域の生活文化の特色を示すもの
- イ 年中行事・祭礼・法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの

(2) 民俗芸能

民俗芸能のうち次のいずれかに該当するもの

- ア 芸能の発生又は成立を示すもので、重要なもの
- イ 芸能の変遷過程を示すもので、重要なもの

ウ 地域の歴史や文化に関係が深いもの

(3) 民俗技術

民俗技術のうち、次のいずれかに該当し、貴重なもの

ア 技術の発生又は成立を示すもの

イ 技術の変遷過程を示すもの

ウ 地域の特産的な物品等の製作技術

エ 地域の生活や生産に必要な用具、用品等の製作技術

オ 地域の生活や生産活動等のなかで培われてきた技術

(海老名市指定重要有形民俗文化財の指定基準)

第5条 海老名市指定重要有形民俗文化財の指定については、次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において地域の生活文化の特色を示すものをもって基準とする。

(1) 衣食住に用いられるもの。(例示：衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等)

(2) 生産、生業に用いられるもの(例示：農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等)

(3) 交通、運輸、通信に用いられるもの。(例示：運搬具、舟、車、飛脚用具等)

(4) 交易に用いられるもの。(例示：計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等)

(5) 信仰に用いられるもの。(例示：祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等)

(6) 社会生活に用いられるもの。(例示：贈答用具、警防用具等)

(7) 民俗知識に関して用いられるもの。(例示：暦類、ト占用具、医療用具、教育施設等)

(8) 民俗芸能、娯楽、競技、遊戯に用いられるもの。(例示：衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等)

(9) 人の一生に関して用いられるもの。(例示:産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等)

(10) 年中行事に用いられるもの。(例示:正月用具、節句用具、盆用具等)
(海老名市指定史跡の指定基準)

第6条 海老名市指定史跡の指定については次に掲げるもののうち、歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺構が比較的良好に原形を保っているもの、又は旧態を推定し得るもので、学術上価値のあるものをもって基準とする。

(1) 集落関連遺跡(住居跡、貝塚、石器製造跡、配石遺構等)

(2) 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡

(3) 社寺等の跡又は経塚その他祭祀信仰に関する遺跡

(4) 郷学、私塾、学校、文庫その他教育学芸に関する遺跡

(5) 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡

(6) 街道、関跡、番所跡、木戸跡、一里塚、堤防その他産業(条理跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等)交通土木に関する遺跡

(7) 古墳、墳墓その他埋葬に関する遺跡

(8) 旧宅、園池、井泉、樹石、碑及び由緒のある地域の類

(9) 外国及び外国人に関する遺跡

(海老名市指定名勝の指定基準)

第7条 海老名市指定名勝の指定については、次に掲げるもののうち、風致景観の優秀なもので、古くから名所として知られているもの、又は芸術的若しくは学術的価値の高いものをもって基準とする。

(1) 公園、庭園、橋梁、築堤等人工の造形を主体とするもの

(2) 花樹、草花、紅葉、緑樹等の叢生する場所

(3) 鳥獣、魚類、昆虫等の生息する場所

(4) 岩石、河川、丘陵、湧泉

(5) 展望地点

(6) その他名勝として保護を図っていくことが必要と認められる場所
(海老名市指定天然記念物の指定基準)

第8条 海老名市指定天然記念物の指定については、次に掲げるもののうち、
学術上貴重で海老名市の自然を記念するものを基準とする。

(1) 動物

- ア 市の著名な動物（鳥、獣、魚、虫類以下同じ。）として、保存を必要とするもの及びその棲息地
- イ 学術上保存を必要とするもの及びその生息地
- ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- エ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、奇形樹、栽培植物の原木、並木、叢林
- イ 池泉、湖沼、河等の水草類、藻類、苔類、微生物等の生ずる地域
- ウ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- エ 稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 特徴的な地質現象を保持するもの
- ウ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

(海老名市登録文化財の登録基準)

第9条 海老名市登録文化財の登録基準は次の基準によるものとする。

(1) 海老名市登録有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料又は歴史資料のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なもの

(2) 海老名市登録無形文化財

芸能又は工芸技術のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なもの

(3) 海老名市登録無形民俗文化財

風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの

(4) 海老名市登録有形民俗文化財

衣食住、生産・生業その他の有形民俗文化財のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの

(5) 海老名市登録史跡

各時代の遺跡のうち、地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの又は著名な伝説地及び特に由緒ある地域で地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの

(6) 海老名市登録名勝

地域美を理解する上で必要なもの

(7) 海老名市登録天然記念物

地域の自然を理解する上で必要なもの

附 則

この基準は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和元年8月1日から施行する。